## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２４年（フ）第６８１号**
埼玉県南埼玉郡宮代町宮代２丁目５番10号
破産者　鳴海　栄治
１　決定年月日　平成25年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第１５８１号**
埼玉県蕨市南町２丁目13番11号　アドバンスⅢ105号
破産者　吉田　修造
１　決定年月日　平成25年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第１６３４号**
さいたま市北区東大成町１丁目455番地７
破産者　岸　　傑
１　決定年月日　平成25年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第１６７４号**
さいたま市大宮区北袋町２丁目81番地　オークヒルズ南大宮１号棟103
破産者　池田　　真
１　決定年月日　平成25年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第１７２９号**
栃木県宇都宮市上戸祭町533番地７　パラドールＢ201、旧住所埼玉県川越市大字小堤760番地８
破産者　桑名　芳照
１　決定年月日　平成25年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第２６４号**
茨城県水戸市双葉台５丁目799番地の10　県営双葉台東アパート１棟303号
破産者　小池　一美
１　決定年月日　平成25年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

**平成２４年（フ）第７２４号**
埼玉県ふじみ野市苗間434番地　コーポ四季105
破産者　井上　　悟
１　決定年月日　平成25年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２４年（フ）第７７３号**
横浜市南区山王町１丁目８番地　東光レジデンス阪東橋306号、破産手続開始決定時の住所埼玉県所沢市大字山口1728番地の17
破産者　田中　英貴
１　決定年月日　平成25年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２４年（フ）第７８４号**
埼玉県川越市大字石田355番地６
破産者　長谷川治美
１　決定年月日　平成25年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２４年（フ）第９２号**
長崎県大村市武部町403番地１
破産者　山下美千子
１　決定年月日　平成25年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２４年（フ）第９３号**
長崎県大村市武部町403番地１
破産者　山下　武徳
１　決定年月日　平成25年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２４年（フ）第２７２６号**
北海道北広島市稲穂町東11丁目１番地６
破産者　五十嵐　巧
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１２３号**
富山県南砺市福野1633番地
破産者　中島　春子
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

**平成２４年（フ）第１５７２号**
名古屋市西区清里町331番地
破産者　サンアートこと　熊﨑　典幸
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１７５８号**
名古屋市守山区村前町２番地
破産者　飯泉　　正
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第２０８７号**
愛知県小牧市中央４丁目161番地　サンヴイレッジＳＴⅡ306号
破産者　近藤　道子
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第２２３１号**
愛知県春日井市藤山台８丁目17番地４　パールリバーヒルズ102号、開始決定時の住所名古屋市名東区西山本通１丁目４番地　スカイハイツ301号
破産者　野村　直也
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第２２４７号**
愛知県春日井市柏原町１丁目92番地　コートサイド403号
破産者　髙橋　由美
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第２２９９号**
名古屋市西区浮野町146番地　織田マンション302号
破産者　川渕　登代
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部